

定 款

社会福祉法人緑平会

平成22年4月17日

社会福祉法人緑平会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人緑平会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県坂東市長須1188番地2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が、24万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月から3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 茨城県坂東市長須1188番2所在の鉄骨造合金メッキ銅版ぶき2階建特別養護老人ホーム延寿館 建物 一棟（3,629.81平方メートル）
 - (2) 茨城県坂東市長須1188番2所在の特別養護老人ホーム延寿館 敷地（7633.48平方メートル）
 - 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て坂東市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、坂東市長の承認は必要としない。
- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行なう。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、坂東市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を坂東市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人緑平会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

第11章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第41条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任は同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	後藤みちよ
理事	後藤利男
理事	河村 孝
理事	宮内一郎
理事	風見晴夫
理事	後藤英明
理事	山本キミ子
監事	内田茂行
監事	小林昭夫

平成29年度 [社会福祉法人 緑平会] 決算報告書

目次

ページ数

資金収支計算書

社会福祉法人 緑平会 (第1号の1様式) 1

拠点区分 特別養護老人ホーム 延寿館 (第1号の4様式) 2～3

事業活動計算書

社会福祉法人 緑平会 (第2号の1様式) 4

拠点区分 特別養護老人ホーム 延寿館 (第2号の4様式) 5～6

貸借対照表

社会福祉法人 緑平会 (第3号の1様式) 7

拠点区分 特別養護老人ホーム 延寿館 (第3号の4様式) 8

資金収支計算書

(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

法人名：緑平会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	434,940,610	432,520,169	2,420,441	
	老人福祉事業収入	177,904	177,904	0	
	受取利息配当金収入	696	696	0	
	その他の収入	4,382,000	4,369,439	12,561	
	事業活動収入計(1)	439,501,210	437,068,208	2,433,002	
	支出				
	人件費支出	265,147,974	265,003,675	144,299	
	事業費支出	65,248,732	64,668,428	580,304	
	事務費支出	38,371,976	37,596,116	775,860	
支払利息支出	8,708,501	8,708,501	0		
事業活動支出計(2)	377,477,183	375,976,720	1,500,463		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	62,024,027	61,091,488	932,539		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	43,284,000	43,284,000	0	
	固定資産取得支出	2,781,856	2,610,420	171,436	
施設整備等支出計(5)	46,065,856	45,894,420	171,436		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 46,065,856	△ 45,894,420	△ 171,436		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動による支出	0	729,535	△ 729,535	
	その他の活動支出計(8)	0	729,535	△ 729,535	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△ 729,535	729,535		
予備費支出(10)	0	—	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	15,958,171	14,467,533	1,490,638		

前期末支払資金残高(12)	118,647,917	118,647,917		
当期末支払資金残高(11)+(12)	134,606,088	133,115,450	1,490,638	

特別養護老人ホーム延寿館拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	434,940,610	432,520,169	2,420,441	
	施設介護料収入	382,660,000	380,542,003	2,117,997	
	介護報酬収入	308,350,000	306,026,603	2,323,397	国保連請求分(特養・ショート・デイ)
	利用者負担金収入(公費)	25,510,000	25,617,118	△107,118	特養(一部負担金)
	利用者負担金収入(一般)	48,800,000	48,898,282	△98,282	特養・デイ(食費・居室・おやつ)
	居宅介護料収入	14,750,000	14,707,626	42,374	
	(介護報酬収入)	14,750,000	14,707,626	42,374	
	介護報酬収入	7,850,000	7,846,816	3,184	ショートステイ(一部・全額負担金)
	介護予防報酬収入	6,900,000	6,860,810	39,190	ショートステイ(食事・居室)
	居宅介護支援介護料収入	10,792,000	10,688,249	103,751	
	居宅介護支援介護料収入	10,450,000	10,346,338	103,662	国保連請求分(居宅)
	介護予防支援介護料収入	342,000	341,911	89	居宅(介護予防支援費)
	利用者等利用料収入	2,630,000	2,659,511	△29,511	
	施設サービス利用料収入	2,630,000	2,659,511	△29,511	管理費(特養・ショート・デイ)
	その他の事業収入	24,108,610	23,922,780	185,830	
	補助金事業収入	24,000,000	23,814,170	185,830	介護職員処遇改善交付金
	受託事業収入	108,610	108,610	0	認定調査手数料
	老人福祉事業収入	177,904	177,904	0	
	措置事業収入	122,704	122,704	0	
その他の利用料収入	122,704	122,704	0	自販機設置手数料・交流会使用料	
運営事業収入	55,200	55,200	0		
その他の事業収入	55,200	55,200	0	延寿館祭売上金	
受取利息配当金収入	696	696	0	預金利息	
その他の収入	4,382,000	4,369,439	12,561		
利用者等外給食費収入	1,067,000	1,055,650	11,350	職員給食費	
雑収入	3,315,000	3,313,789	1,211		
雑収入	3,315,000	3,313,789	1,211	延寿館祭お祝い金他	
事業活動収入計(1)	439,501,210	437,068,208	2,433,002		
支出	人件費支出	265,147,974	265,003,675	144,299	
	報酬支出	346,500	331,100	15,400	理事
	職員給料支出	165,099,691	165,099,691	0	給与・および手当
	職員賞与支出	34,519,947	34,519,947	0	賞与(処遇改善を含む)
	非常勤職員給与支出	15,489,345	15,489,345	0	パート・嘱託医
	派遣職員費支出	13,500,000	13,371,101	128,899	
	退職給付支出	7,209,000	7,209,000	0	退職金共済掛金
	法定福利費支出	28,983,491	28,983,491	0	健保厚生・労働保険
	事業費支出	65,248,732	64,668,428	580,304	
	給食費支出	23,000,000	22,951,798	48,202	食材料・おやつ
	介護用品費支出	5,450,000	5,337,354	112,646	おむつ・介護用品
	保健衛生費支出	568,477	568,477	0	衛生材料・入居者健康診断
	教養娯楽費支出	1,230,000	1,221,421	8,579	誕生会・企画行事・新聞購読料
	水道光熱費支出	16,550,000	16,434,792	115,208	水道・電気・ガス
	消耗器具備品費支出	4,810,000	4,669,681	137,022	風呂・トイレ用品等
	保険料支出	650,255	650,255	0	入居者用損害保険料
	賃借料支出	6,400,000	6,376,219	23,781	リース料(カラオケ・タオル・モップ)
	葬祭費支出	560,000	507,200	52,800	入居者香料・生花
	車輛費支出	2,570,000	2,532,509	37,491	ガソリン・車検
雑支出	3,460,000	3,418,722	41,278	ごみ収集代(医療用・その他)	

特別養護老人ホーム延寿館拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	事務費支出	38,371,976	37,596,116	775,860	
	福利厚生費支出	1,400,000	1,391,424	8,576	検診・ユニフォーム代
	旅費交通費支出	313,000	308,878	4,122	会議・理事・交通費
	研修研究費支出	190,000	186,508	3,492	各種研修参加費
	事務消耗品費支出	600,000	580,710	19,290	文具・書籍代
	修繕費支出	2,020,000	1,813,678	206,322	物品修理
	通信運搬費支出	890,000	857,071	32,929	郵便・電話・インターネット
	会議費支出	280,000	268,920	11,080	お茶・理事会他
	広報費支出	340,000	335,232	4,768	求人広告
	業務委託費支出	26,734,624	26,302,212	432,412	
	給食委託費支出	20,736,000	20,736,000	0	給食外注委託
	清掃委託費支出	784,080	784,080	0	館内清掃
	保守委託費支出	914,544	914,544	0	モイストプロセッサー保守料
	その他の委託費支出	4,300,000	3,867,588	432,412	管理業務顧問料等
	手数料支出	205,000	204,614	386	振込料・取次手数料
	保険料支出	981,650	981,650	0	自動車保険
	賃借料支出	728,352	728,352	0	FX使用料
	土地・建物賃借料支出	1,690,000	1,690,000	0	プレハブ・駐車場代
	租税公課支出	144,000	141,800	2,200	車検重量税・印紙代
	渉外費支出	530,000	492,283	37,717	慶弔・お祝金
	諸会費支出	160,350	160,350	0	会費(老施協・社協)
	雑支出	1,165,000	1,152,434	12,566	
	雑支出	1,165,000	1,152,434	12,566	消防維持費・パフォーマンスチャージ
支払利息支出	8,708,501	8,708,501	0	銀行借入・医療機構借入分	
事業活動支出計(2)	377,477,183	375,976,720	1,500,463		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	62,024,027	61,091,488	932,539		
施設整備等による収支	収				
	入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	43,284,000	43,284,000	0	
	設備資金借入金元金償還支出	27,960,000	27,960,000	0	医療機構
	設備資金借入金元金償還支出	15,324,000	15,324,000	0	筑波銀行
固定資産取得支出	2,781,856	2,610,420	171,436		
建物附属設備取得支出	1,331,856	1,331,856	0		
器具及び備品取得支出	1,450,000	1,278,564	171,436		
施設整備等支出計(5)	46,065,856	45,894,420	171,436		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△46,065,856	△45,894,420	△171,436		
その他の活動による収支	収				
	入				
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動による支出	0	729,535	△729,535	
長期前払費用		729,535	△728,535	前払保険料(3年分)	
その他の活動支出計(8)	0	729,535	△729,535		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△729,535	729,535		
予備費支出(10)	0	—	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	15,958,171	14,467,533	1,490,638		
前期末支払資金残高(12)	118,647,917	118,647,917			
当期末支払資金残高(11)+(12)	134,606,088	133,115,450	1,490,638		

事業活動計算書

(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

法人名：緑平会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	432,520,169	428,813,692	3,706,477
	老人福祉事業収益	177,904	189,730	△ 11,826
	サービス活動収益計(1)	432,698,073	429,003,422	3,694,651
	費用			
	人件費	265,042,379	252,586,704	12,455,675
	事業費	64,668,428	61,133,341	3,535,087
事務費	37,596,116	37,143,451	452,665	
減価償却費	45,007,480	46,790,278	△ 1,782,798	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 6,213,999	0	△ 6,213,999	
サービス活動費用計(2)	406,100,404	397,653,774	8,446,630	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	26,597,669	31,349,648	△ 4,751,979	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	696	933	△ 237
	その他のサービス活動外収益	4,369,439	1,200,700	3,168,739
	サービス活動外収益計(4)	4,370,135	1,201,633	3,168,502
	費用			
支払利息	8,708,501	9,409,660	△ 701,159	
サービス活動外費用計(5)	8,708,501	9,409,660	△ 701,159	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△ 4,338,366	△ 8,208,027	3,869,661	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	22,259,303	23,141,621	△ 882,318	
特別増減の部	収益			
	その他の特別収益	0	6,213,999	△ 6,213,999
	特別収益計(8)	0	6,213,999	△ 6,213,999
	費用			
	固定資産売却損・処分損	3,346,669	67,861	3,278,808
特別費用計(9)	3,346,669	67,861	3,278,808	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 3,346,669	6,146,138	△ 9,492,807	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	18,912,634	29,287,759	△ 10,375,125	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	14,882,405	△ 14,405,354	29,287,759
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	33,795,039	14,882,405	18,912,634
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	33,795,039	14,882,405	18,912,634

特別養護老人ホーム延寿館拠点区分 事業活動計算書
(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	432,520,169	428,813,692	3,706,477
		施設介護料収益	380,542,003	385,227,882	△ 4,685,879
		介護報酬収益	306,026,603	314,385,486	△ 8,358,883
		利用者負担金収益(公費)	25,617,118	24,768,923	848,195
		利用者負担金収益(一般)	48,898,282	46,073,473	2,824,809
		居宅介護料収益	14,707,626	14,622,198	85,428
		(介護報酬収益)	14,707,626	14,622,198	85,428
		介護報酬収益	7,846,816	7,775,598	71,218
		介護予防報酬収益	6,860,810	6,846,600	14,210
		居宅介護支援介護料収益	10,688,249	9,418,004	1,270,245
		居宅介護支援介護料収益	10,346,338	9,127,855	1,218,483
		介護予防支援介護料収益	341,911	290,149	51,762
		利用者等利用料収益	2,659,511	2,270,256	389,255
		施設サービス利用料収益	2,659,511	2,270,256	389,255
		その他の事業収益	23,922,780	17,275,352	6,647,428
		補助金事業収益	23,814,170	17,097,908	6,716,262
		受託事業収益	108,610	177,444	△ 68,834
		老人福祉事業収益	177,904	189,730	△ 11,826
		措置事業収益	122,704	100,430	22,274
		その他の利用料収益	122,704	100,430	22,274
運営事業収益	55,200	89,300	△ 34,100		
その他の事業収益	55,200	89,300	△ 34,100		
サービス活動収益計(1)		432,698,073	429,003,422	3,694,651	
サービス活動増減の部	費用	人件費	265,042,379	252,586,704	12,455,675
		報酬	331,100	286,400	44,700
		職員給料	165,099,691	163,854,569	1,245,122
		職員賞与	27,733,756	28,741,873	△ 1,008,117
		賞与引当金繰入	6,824,895	6,786,191	38,704
		非常勤職員給与	15,489,345	12,585,581	2,903,764
		派遣職員費	13,371,101	2,511,425	10,859,676
		退職給付費用	7,209,000	7,911,900	△ 702,900
		法定福利費	28,983,491	29,908,765	△ 925,274
		事業費	64,668,428	61,133,341	3,535,087
		給食費	22,951,798	22,585,389	366,409
		介護用品費	5,337,354	5,827,142	△ 489,788
		保健衛生費	568,477	526,483	41,994
		教養娯楽費	1,221,421	894,974	326,447
		水道光熱費	16,434,792	14,982,925	1,451,867
		消耗器具備品費	4,669,681	3,758,273	911,408
		保険料	650,255	549,000	101,255
		賃借料	6,376,219	6,238,760	137,459
		葬祭費	507,200	341,800	165,400
		車輛費	2,532,509	2,001,537	530,972
雑費	3,418,722	3,427,058	△ 8,336		

特別養護老人ホーム延寿館拠点区分 事業活動計算書
(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	事務費	37,596,116	37,143,451	452,665
	福利厚生費	1,391,424	1,298,489	92,935
	旅費交通費	308,878	215,090	93,788
	研修研究費	186,508	117,900	68,608
	事務消耗品費	580,710	278,340	302,370
	修繕費	1,813,678	1,363,301	450,377
	通信運搬費	857,071	1,005,878	△ 148,807
	会議費	268,920	265,963	2,957
	広報費	335,232	708,544	△ 373,312
	業務委託費	26,302,212	26,710,128	△ 407,916
	給食委託費	20,736,000	20,736,000	0
	清掃委託費	784,080	784,080	0
	保守委託費	914,544	896,400	18,144
	その他の委託費	3,867,588	4,293,648	△ 426,060
	手数料	204,614	188,700	15,914
	保険料	981,650	887,328	94,322
	賃借料	728,352	650,592	77,760
	土地・建物賃借料	1,690,000	1,690,000	0
	租税公課	141,800	15,300	126,500
	渉外費	492,283	373,858	118,425
	諸会費	160,350	166,600	△ 6,250
	雑費	1,152,434	1,207,440	△ 55,006
	雑費	1,152,434	1,207,440	△ 55,006
	減価償却費	45,007,480	46,790,278	△ 1,782,798
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 6,213,999	0	△ 6,213,999
	サービス活動費用計 (2)	406,100,404	397,653,774	8,446,630
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	26,597,669	31,349,648	△ 4,751,979	
サービス活動外増減の部	受取利息配当金収益	696	933	△ 237
	その他のサービス活動外収益	4,369,439	1,200,700	3,168,739
	利用者等外給食収益	1,055,650	964,800	90,850
	雑収益	3,313,789	235,900	3,077,889
	雑収益	3,313,789	235,900	3,077,889
	サービス活動外収益計 (4)	4,370,135	1,201,633	3,168,502
費用	支払利息	8,708,501	9,409,660	△ 701,159
	サービス活動外費用計 (5)	8,708,501	9,409,660	△ 701,159
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	△ 4,338,366	△ 8,208,027	3,869,661
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		22,259,303	23,141,621	△ 882,318
特別増減の部	その他の特別収益	0	6,213,999	△ 6,213,999
	国庫補助金等特別積立金取崩額	0	6,213,999	△ 6,213,999
	特別収益計 (8)	0	6,213,999	△ 6,213,999
	固定資産売却損・処分損	3,346,669	67,861	3,278,808
	ソフトウェア売却損・処分損	0	67,861	△ 67,861
	ソフトウェア除却・廃棄費用	3,346,669	0	3,346,669
特別費用計 (9)	3,346,669	67,861	3,278,808	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)		△ 3,346,669	6,146,138	△ 9,492,807
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)		18,912,634	29,287,759	△ 10,375,125
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	14,882,405	△ 14,405,354	29,287,759
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	33,795,039	14,882,405	18,912,634
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	33,795,039	14,882,405	18,912,634

貸借対照表
平成 30年 3月 31日 現在

法人名：緑平会

	資 産 の 部			負 債 の 部			増 減
	当年度末	前年度末	増 減	当年度末	前年度末	増 減	
流動資産	150,350,421	133,359,059	16,991,362	流動負債	24,059,866	21,497,333	2,562,533
現金預金	86,050,666	69,126,946	16,923,720	事業未払金	15,666,041	13,093,692	2,572,349
事業未収金	64,243,375	64,232,113	11,262	預り金	26,554	21,052	5,502
未収金	56,380	0	56,380	職員預り金	1,542,376	1,596,398	△ 54,022
固定資産	697,488,157	742,502,351	△ 45,014,194	賞与引当金	6,824,895	6,786,191	38,704
基本財産	660,464,497	694,469,694	△ 34,005,197	固定負債	507,839,000	551,123,000	△ 43,284,000
土地	39,628,440	39,628,440	0	設備資金借入金	507,839,000	551,123,000	△ 43,284,000
建物	464,740,372	479,205,554	△ 14,465,182	負債の部合計	531,898,866	572,620,333	△ 40,721,467
建物附属設備	156,095,685	175,635,700	△ 19,540,015				
その他の固定資産	37,023,660	48,032,657	△ 11,008,997				
建物	4,069,330	4,290,247	△ 220,917	基本金	82,500,000	82,500,000	0
建物附属設備	1,561,403	349,252	1,212,151	第1号基本金	82,500,000	82,500,000	0
構築物	17,439,466	19,616,807	△ 2,177,341	国庫補助金等特別積立金	199,644,673	205,858,672	△ 6,213,999
車両運搬具	342,473	2,125,556	△ 1,783,083	その他の積立金	0	0	0
器具及び備品	12,816,123	17,554,251	△ 4,738,128	次期繰越活動増減差額	33,795,039	14,882,405	18,912,634
長期前払費用	729,535	0	729,535	(うち当期活動増減差額)	18,912,634	29,287,759	△ 10,375,125
ソフトウェア	0	4,031,214	△ 4,031,214				
リザイグル預託金	65,330	65,330	0	純資産の部合計	315,939,712	303,241,077	12,698,635
資産の部合計	847,838,578	875,861,410	△ 28,022,832	負債及び純資産の部合計	847,838,578	875,861,410	△ 28,022,832

特別養護老人ホーム延寿館拠点区分 貸借対照表
平成 30年 3月 31日 現在

	資 産 の 部			負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	150,350,421	133,359,059	16,991,362	流動負債	24,059,866	21,497,333	2,562,533
現金預金	86,050,666	69,126,946	16,923,720	事業未払金	15,666,041	13,093,692	2,572,349
事業未収金	64,243,375	64,232,113	11,262	預り金	26,554	21,052	5,502
未収金	56,380	0	56,380	職員預り金	1,542,376	1,596,398	△ 54,022
固定資産	697,488,157	742,502,351	△ 45,014,194	賞与引当金	6,824,895	6,786,191	38,704
基本財産	660,464,497	694,469,694	△ 34,005,197	固定負債	507,839,000	551,123,000	△ 43,284,000
土地	39,628,440	39,628,440	0	設備資金借入金	507,839,000	551,123,000	△ 43,284,000
建物	464,740,372	479,205,554	△ 14,465,182	負債の部合計	531,898,866	572,620,333	△ 40,721,467
建物附属設備	156,095,685	175,635,700	△ 19,540,015	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	37,023,660	48,032,657	△ 11,008,997	基本金	82,500,000	82,500,000	0
建物	4,069,330	4,290,247	△ 220,917	第1号基本金	82,500,000	82,500,000	0
建物附属設備	1,561,403	349,252	1,212,151	国庫補助金等特別積立金	199,644,673	205,858,672	△ 6,213,999
構築物	17,439,466	19,616,807	△ 2,177,341	その他の積立金	0	0	0
車両運搬具	342,473	2,125,556	△ 1,783,083	次期繰越活動増減差額	33,795,039	14,882,405	18,912,634
器具及び備品	12,816,123	17,554,251	△ 4,738,128	(うち当期活動増減差額)	18,912,634	29,287,759	△ 10,375,125
長期前払費用	729,535	0	729,535	純資産の部合計	315,939,712	308,241,077	12,698,635
ソフトウェア	0	4,031,214	△ 4,031,214	負債及び純資産の部合計	847,838,578	875,861,410	△ 28,022,832
リースイクル預託金	65,330	65,330	0				
資産の部合計	847,838,578	875,861,410	△ 28,022,832				

(単位：円)

法人役員名簿

社会福祉法人 緑平会

役職名	氏名	職業
理事長	後藤 みちよ	団体役員
副理事長	後藤 利男	団体役員
理事	河村 孝	医師
理事	宮内 一郎	会社経営
理事	内田 茂行	税理士
理事	後藤 英明	農業
監事	小林 昭夫	元公務員
監事	小林 陽一	設計士
評議員	鈴木 久美子	社会福祉施設経営
評議員	間中 久子	農業
評議員	鈴木 真佐子	会社員
評議員	江刺 和夫	会社員
評議員	鈴木 竹男	農業
評議員	鈴木 昇	農業
評議員	内田 正	農業

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑平会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事及び監事の報酬総額は、年間24万円以内とする。

2 全理事及び監事の報酬は、別記1「役員の報酬」に定める額とする。

3 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 通勤に要する交通費の支給は報酬と併せその都度支給するものとする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。但し、役員会及び評議員会の招集については、別記3に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日(評議員会の議決日)から施行する。

別表

1 役員の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律7,700円

2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律7,700円

3 非常勤理事・評議員の費用弁償

出席の都度 1人一律2,000円